

第3章 施策内容

<具体的取組> 記載内容の説明

- 充実 …これまでの取組（制度）を、量的にも内容的にも拡充等して取り組む場合に記載
- 継続 …これまでの取組（制度）を継続して実施する場合に記載（量的な拡大のみの場合も含む）
- 検討 …新規の取組（制度）等について、体制や方策などを検討したうえで実施する場合に記載

具体的取組の担当課【福】福祉推進課
【健】健康増進課
【子】子ども政策課
【保】保育幼稚園課
【市】市民活動支援課
【教】教育政策課
【学】学校教育課
【児】児童生徒支援課

I 育児力・教育力の向上

少子高齢化の進行や核家族の増加に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、育児に自信がもてない保護者が増えています。

保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域の資源を活用しながら、保護者の育児力の向上、家庭や地域の教育力の向上、次代の親の育成に取り組みます。

1. 保護者の育児力の向上

| | |
|------|--|
| 現状課題 | ○育児に自信がもてない保護者が増えており、自己肯定感を高める育児を楽しむ環境づくりを進める必要がある。 ○身近に子育て中の仲間が少ないなどの理由により孤立感、疲労感などを覚える母親が増えており、身近で気軽に相談できる場が必要である。 ○相談窓口が分かりにくい。 |
|------|--|

| | |
|------|---|
| めざす姿 | ○保護者が地域から孤立することなく、相談できる場、支援を求める場が身近にある。 |
|------|---|

※「めざす姿」…本計画の対象である子どもとその家庭、地域、企業、関係機関、行政など社会全体で「めざす姿」です。

【対応】

(1) 保護者の育児力の向上

地域での子育ての仲間づくりを支援するとともに、地域の身近な相談者として、子育て経験者を「子育てサポーター」として委嘱し、育児不安の軽減や子育て能力の向上をめざします。

< 具体的取組 >

- ① 子育て支援センターでの各種事業の継続【子】
- ② 親子のきずなはぐくみ事業の継続【健】
- ③ 子育てサポーター事業の継続【健】
- ④ 保育所の子育て力アップ事業の継続【保】

(2) あらゆる子育て相談体制の充実

母子保健分野、福祉分野など各分野の相談者が共通認識をもち役割分担をしながら助言・支援ができる相談体制の充実を図ります。

保護者からの相談に対応する窓口の明確化を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 出雲市母子健康包括支援センター事業の充実【健】
- ② 妊婦・乳幼児家庭訪問事業の継続【健】
- ③ 妊婦・乳幼児健康相談事業の継続【健】
- ④ 子どもに対する虐待（以下「子ども虐待」という。）の防止・予防のための相談支援の継続【子】
- ⑤ 子ども家庭相談の継続【子】

⑥発達クリニックの継続【子】

⑦発達障がい児の専門相談の継続（情緒障がい児等発達支援事業）【児】

2. 家庭や地域の教育力の向上

| | |
|------|---|
| 現状課題 | ○少子化、両親の共働きなどにより、保育所、幼稚園、認定こども園、学校など子どもの所属の中での生活時間が長く、異年齢・地域との交流の機会や親子のふれあう時間が少なくなっている。 ○メディア等の発達により、コミュニケーション方法が変化してきている。 ○子どもの成長発達に応じた関わりが分からず育児不安になる傾向がある。 |
|------|---|

| | |
|------|--|
| めざす姿 | ○親子が豊かな自然環境、教育環境の中で暮らしを楽しみ、幅広い世代の人々と交流する中で、子どもの成長や発達の段階に沿った学びができる。 |
|------|--|

【対応】

(1)家庭教育への支援の充実

乳幼児健診や、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において多くの保護者が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

<具体的取組>

- ①保育所・幼稚園・認定こども園・学校等での家庭教育に係る研修や講座等の充実【保】【学】
- ②食育のまちづくり事業の推進（離乳食・幼児食教室・栄養士出前講座等）【健】

(2)地域の教育力の向上

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、地域の高齢者等の参画を得ながら、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①青少年の健全育成活動の継続【市】
- ②高齢者等地域講師の参画を得た地域活動やふるさと教育の充実【保】【教】
- ③放課後子ども教室推進事業の充実【教】

(3)親子の交流・学習等の場の充実

孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集える場、交流や仲間づくり、学習を行うことができる環境を整えます。

また、子育て家庭を対象とした、子育て不安などに対する相談を行い、家庭における教育力の向上を図ります。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 4章Ⅲ-7 【子】
- ②各地区の育児サークル、子育てサロン等の継続【健】

3. 次代の親の育成

| | |
|----------|--|
| 現状 課題 | ○子どもは、やがては次代の社会を担い子育てをする存在であり、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための取組を進める必要がある。 |
| めざす 姿 | ○男女が互いに協力して家庭を築くことや、共に子どもを育てる意識をもっている。 |

【対応】

(1) 家庭や子育てに関する意識の育成

男女が互いに協力して家庭を築くことや子どもを育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携をとり推進します。

中学生や高校生が、子どもを育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・などを活用し、乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。

< 具体的取組 >

- ① 男女共同参画のまちづくり推進【市】
- ② 食育のまちづくり事業の推進（食育講座、食のボランティアによる食育活動）【健】
- ③ 保育所等での中高生保育体験事業の継続【子】

Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり

妊娠・出産・育児期は、親の心身の変化に加え、ライフスタイルが大きく変化する時期であり、子どもだけでなく、子どもを取り巻く家族の健康を支えることが必要です。

また、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保によって、安心して出産できる環境を整備し、その後の育児に楽しく取り組めるようにすることが大切です。

保護者の育児不安を軽減し、のびのびと育児を楽しむことができるよう、母子保健事業を中心に、広く子育て家庭から次代を担う子どもを対象とした施策の充実に取り組みます。

1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

| | |
|----------|---|
| 現状 課題 | <ul style="list-style-type: none">○妊娠期から、子育てに不安を抱える妊婦（家庭）が増えている。○地域や家族関係の希薄化、核家族化等により、出産後や子育て中に相談者・支援者がいない家庭が増えている。○低出生体重児※の割合が、国・県に比べて高くなっている。 ※低出生体重児：出生体重が2,500g未満の乳児○妊娠期の状況把握が重要である（妊婦の心と身体の状態、支援者の有無、相談者の有無、心配なこと等）。○妊娠期の不安の軽減、育児不安の軽減につながる、母親に寄り添った取組を進める必要がある。○養育面で支援が必要な家庭への支援を充実させる必要がある。○訪問、相談等を充実させるために人材を確保する必要がある。 |
| めざす 姿 | <ul style="list-style-type: none">○安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境が整っている。<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保により、安心して出産ができる環境づくり・育児不安の軽減により、子育てに喜びや楽しみを感じられる支援体制づくり・妊娠期・出産・育児の間の支援を途切れることなく展開する |

【対応】

(1) 妊娠期の支援の充実

妊娠届出時に妊娠期の体調、心配なことや産後の支援者の有無等の把握を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。

父親・母親になる準備のための教室や仲間づくりの場の提供、助産師や保健師による妊娠中からの訪問・相談等により、安心してあかちゃんを迎えることができるよう支援します。

< 具体的取組 >

- ① 妊娠届出時の相談の充実（心配なこと等への相談対応、食生活・産後うつ予防・歯科健診のすすめ等の情報提供）【健】
- ② 母子健康手帳の発行【健】
- ③ 妊婦健康診査事業の継続（14回分の妊婦健診受診券の発行による健診受診勧奨、健康

管理、経済的支援) 4章Ⅲ-12 【健】

- ④助産師と連携して実施する「赤ちゃんのお世話教室（妊娠期における両親参加の教室）」の継続【健】
- ⑤一般不妊治療費、不育症治療費助成事業の継続【健】
- ⑥医療機関等との連携強化による妊娠期からの支援・調整【健】【子】

(2)産後の支援の充実

妊娠・出産、子育て中は、ライフサイクルや体調が大きく変化する時期であり、子どもだけでなく保護者（家族）の健康を支えることが重要です。保健師や助産師により乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、母親の心の健康への支援も行います。

地域の子育て支援者でもある民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーター等の協力を得て、身近な地域の子育て支援情報の提供や、地域子育てサロン等へのつなぎを行い、孤立感の緩和を図ります。

<具体的取組>

- ①生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問の充実 4章Ⅲ-4 【健】
- ②産後ケア事業の実施【健】
- ③あかちゃん声かけ訪問員のスキルアップ研修の実施（あかちゃん声かけ訪問員：民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーターによる訪問）【健】
- ④子育てサポーターの育成・交流・地域ごとの連絡会等の実施【健】
- ⑤産後うつ予防のための質問票の活用と評価【健】
- ⑥医療機関等との連携強化【健】【子】

(3)養育面で支援が必要な家庭への支援の充実

育児について気軽に相談できる体制の整備を行います。

養育面、育児面での支援が必要な家庭へは継続した支援を行います。産後の支援が受けられない家庭へは育児支援スタッフの派遣等の支援を充実させます。

<具体的取組>

- ①乳幼児訪問事業の実施 4章Ⅲ-4 【健】
- ②養育支援訪問事業の実施と適切な支援の提供 4章Ⅲ-5 【健】【子】
- ③未熟児養育医療費給付事業の継続【健】
- ④乳幼児健康相談事業の実施【健】

(4)妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実

妊娠期からの親子の健康づくりを推進するために、母子保健分野の関係機関・団体・関係者・行政等のネットワークを強化します。

子育て支援に熱意のある市民を子育てサポーターとして委嘱し、地域における子育て支援の推進を図ります。

相談・訪問等の充実にあたり、助産師・保健師等のスタッフの資質の向上を図ります。

<具体的取組>

- ①親子健康づくりネットワーク会議の継続【健】
- ②出雲市母子健康包括支援センターきずな関係者会議の継続【健】
- ③子育てサポーター連絡協議会の継続（地域における子育て支援の推進）【健】
- ④助産師連絡会での連携強化（訪問事業の具体的な改善）【健】
- ⑤助産師・保健師等の人材確保と資質の向上【健】
- ⑥要保護児童対策地域協議会を活用し、ケース支援会議等による連携強化【子】

2. 健やかな発育・発達を支える

| | |
|------|---|
| 現状課題 | <ul style="list-style-type: none">○健診での様々な相談が増えている。○乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の体制の維持が必要である。○乳幼児健診の精度向上が求められる。○安心して健診や相談ができる場を検討する必要がある。○母子保健事業や子育て支援事業を提供するための常設の場が必要である。 |
| めざす姿 | <ul style="list-style-type: none">○子どもが健やかに成長する環境が整っている。 |

【対応】

(1) 乳幼児健診等の充実

健やかな成長と発達を支えるため、乳幼児健診等を充実させ、疾病の早期発見・治療へのつなぎだけでなく、保護者に寄り添いながら子育て支援の視点、児童虐待予防の視点で事業を展開します。

<具体的取組>

- ①乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の充実【健】
- ②乳幼児健診の精度向上【健】
- ③医療機関委託の乳児健診（1か月児、9～10か月児）の継続【健】
- ④乳幼児健診医師連絡会の継続【健】
- ⑤乳幼児健診従事者研修の継続【健】

(2) 母子保健、子育て支援の拠点づくり

乳幼児健診をはじめ、母子保健事業・子育て相談支援事業等を効果的に提供するための拠点づくりを検討します。

<具体的取組>

- ①教育・発達支援センター（仮称）とともに母子保健、子育て支援の拠点整備を検討【健】

3. 基本的な生活習慣の確立支援

| | |
|------|--|
| 現状課題 | <p>○幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあり、食習慣の基礎づくりが必要である。</p> <p>○就寝時間が遅いなど生活リズムの乱れがある人もあり、規則正しい生活習慣づくりが必要である。</p> <p>○外遊びをする子どもが減少している。</p> <p>○乳幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等メディアの影響を受けやすい傾向があるなど、メディア対策の推進が必要である。</p> <p>○誤飲、やけど、転落等の事故予防の啓発が必要である。</p> |
|------|--|

| | |
|------|--|
| めざす姿 | <p>○乳幼児期から望ましい生活習慣をつくり、健康な心とからだを育てる環境が整っている。</p> |
|------|--|

【対応】

(1) 乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり

乳幼児期からの早寝早起きの生活リズムの確立、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習の機会や情報提供を充実させます。

誤飲、やけど、転落等の事故予防などの学習の場を提供します。

<具体的取組>

- ①乳幼児等の事故予防の出前講座の紹介、あかちゃん声かけ訪問員による事故予防の啓発【健】
- ②保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携したメディア対策の推進【健】
- ③乳幼児健診、相談、子育てサークル等での基本的な生活習慣の情報提供【健】

(2) 食育の推進

親子が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための取組を推進します。

<具体的取組>

- ①食育のまちづくり事業の推進（食育講座の開催、食育に関する啓発活動、食のボランティアの育成・研修、地域での食育活動）【健】
- ②月齢に合わせた離乳食教室の継続【健】

Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要な時期であり、全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境整備を進めます。

また、近年、発達の支援が必要と思われる子どもが増加傾向にあり、個にあった支援、子どもの成長の段階に応じた一貫した支援ができる体制整備を進めます。

学校教育においては、子ども自らが課題をみつけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことができるような取組を進めます。

1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実

| | |
|------|---|
| 現状課題 | <p>○少子化、核家族化、都市化、情報化などの社会の急激な変化の中で、人間関係や社会とのつながり・関わりの希薄化が進み、家庭内や地域における教育力が低下している。</p> <p>○家庭や地域で子ども同士が関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっている。</p> <p>○基本的な生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足などから、年齢相応の発達の段階に到達していない子どもが多くなってきている。</p> <p>○充実した保育や教育を行うにあたり、保育士や幼稚園教諭などの人材が不足している。（特に、産休育休代替や、欠員補充のための人材が不足している。）</p> |
| めざす姿 | <p>○全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境が整っている。</p> <p>○それぞれの発達の段階における習熟度を高める保育や教育を提供する環境が整っている。</p> |

【対応】

(1) 幼児教育の質の充実

1) 職員の資質の向上

保育士や幼稚園教諭が保育・教育の力を高めるため、各種の研修や合同研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

2) 職員体制の維持

私立認可保育所・認定こども園においては、処遇改善により保育士等の確保を図ります。また、市立保育所・幼稚園においては、計画的な職員採用により、人材の確保を図ります。

3) 幼児教育指導員・心理相談員等の配置

幼児教育指導員・心理相談員等による保育所・幼稚園・認定こども園への巡回訪問等を行い、それぞれの園・所における幼児教育の充実を図ります。

< 具体的取組 >

①PBL(Problem Based Learning) 型研修※の実施【保】

※PBL 型研修：出された課題に対する解決策を考える課題解決型の研修

- ②公開保育型研修の実施【保】
- ③合同研修の実施【保】
- ④処遇改善給付の継続【保】
- ⑤計画的職員採用の実施【保】
- ⑥幼児教育指導員・心理相談員等の巡回訪問及び園内研究等への派遣【保】【子】
- ⑦保育所・幼稚園・認定こども園における相談【保】【子】
- ⑧島根県幼児教育センターとの連携【保】

(2)保幼小連携の推進

1)子どもが抱える問題発生の予防

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、就学前の子どもの小学校生活への不安や心配を解消するとともに、子どもが小学校入学時にかかえる小1プロブレム※を回避し、小学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

乳幼児期からの子どもや家庭の状況について適切に情報共有や情報連携を行い、子どもが学校・家庭生活をすこやかに過ごせるよう努めます。

※小1プロブレム：小学校に入学した子どもが、集団行動がとれない、授業中座ってられない、人の話を聞かないなど、学校生活になじめない状況が続くこと

2)保育・教育の質の向上

連携事業実施の結果、保幼小それぞれの職員が互いの保育・教育の現状や課題、連携の重要性を理解するとともに、個々の資質の向上に取り組み、保育・教育全体の質の向上を図ります。

<具体的取組>

第2期出雲市保幼小連携推進基本計画に基づいた連携事業の展開【学】【児】【保】【子】

- ①幼児と児童の交流事業充実（保幼小交流の日の実施等）
- ②職員の連携の充実（合同研修会等）
- ③保育所・幼稚園・認定こども園・小学校内の協力体制の推進
- ④アプローチカリキュラム※の作成及び実践・評価・改善（保育所・幼稚園・認定こども園）
※アプローチカリキュラム：5歳児学年後半、特に就学を意識した指導計画
- ⑤スタートカリキュラム※作成及び実践・評価・改善（小学校）
※スタートカリキュラム：就学後、小学校の生活や学びに対応できるようにするための指導計画
- ⑥年中児の時期からの情報共有の実施
- ⑦保護者や地域への啓発活動の推進

(3)市立幼稚園の今後のあり方の検討・実施

1)インクルーシブ教育推進園の指定

一定の規模がある幼稚園において、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び育つ教育をモデル的に推進します。そのため、障がいのある幼児の受け入れ枠を設定し、公開保育によるインクルーシブ教育研修会を開催します。

障がいのある幼児の受入れに関しては、保育の必要性のある児童も想定し、一時預かり事業（幼稚園型）をあわせて実施します。

2) 子どもの個性と集団性を共に育てる幼児教育実践研究の推進

子どもの個性が育ち合うためには、どのように集団形成を行い小学校教育に接続するのが望ましいかについて、日々の教育実践研究を通じて明らかにし、幼児教育の内容や方法に関するモデルを実証的に示すことが、公立幼稚園の重要な役割の一つです。そのためには、地域の実態も考慮しながら一定の規模を維持することが求められます。こうした教育的役割を果たすことが著しく困難になった園については、出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成24年出雲市教育委員会策定）により、「学級数1以下の状態が2年続く」場合は、地元の了解を得ながら、閉園を検討します。

3) 認定こども園化に向けた取組

園児数が減少している市立幼稚園のうち、今後もさらなる減少が懸念される園については、幼児教育の質を維持しながら地域の子育て支援ニーズを満たすという観点から認定こども園化（認可保育所を運営する社会福祉法人等への譲渡など）を検討し、子ども・子育て環境の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」をふまえた検討・計画実施【保】

2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える

| | |
|------|--|
| 現状課題 | <ul style="list-style-type: none">○発達の支援が必要と思われる子どもが増加している。その発達上の支援の必要性に気づき、個にあった支援やコーディネート、保護者を含めた相談支援体制が十分に整備されていない現状にある。○早期から子どもの成長と発達を支えるため、集団生活の場における支えの充実と、個別（的）対応ができる体制の整備が必要である。○身近な地域で親子を支え、気軽に相談できる場が必要である。○相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていく体制が必要である。 |
| めざす姿 | <ul style="list-style-type: none">○障がいの有無に関わらず、子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる地域の環境が整っている。○子どもの成長の段階に応じて一貫した支援が、身近な地域で提供できる体制が整っている。 |

【対応】

- (1) 乳幼児期の支援の充実

1) 保育所・幼稚園・認定こども園に通う前の在宅時期の子どもの育ちを支える

早期から子どもの成長と発達を支えるため、健診の精度向上に取り組むとともに、子どもや保護者のニーズに応じた支援の充実を図ります。

発達の経過を確認しあいながら親子を支えることができる場の充実を図るとともに、保護者等を対象に子どもの成長や発達等の理解を促す取組、子育て支援や育児の観点からの啓発活動の充実を図ります。

就園、入所の際は、集団生活の中でそれぞれの子どもにあった支援をしていくため、関係機関との連携・情報共有を図ります。

2) 集団生活の場における子どもの育ちを支える

障がいの有無に関わらず、集団生活の中で子ども同士が育ちあえるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の支援体制の充実を図るとともに、教職員や保育者の資質向上等を図るための研修の機会を充実させます。

集団生活のしにくさがある子どもの育ちやその保護者を支えるため、保護者記入式シートによる年中児発達相談事業を実施するとともに、心理相談員等による園・所等への巡回相談の実施、幼児通級指導教室の充実など、気になる段階から支える仕組みづくりに取り組みます。

発達の支援が必要な子どもの就園・入所に対応するため、加配職員の確保など、受け入れ体制の充実を図ります。

<具体的取組>

- ① 健診後のフォローアップの充実【健】
- ② 発達クリニックの継続【子】
- ③ 健診スタッフ研修の継続【健】
- ④ 発達支援教室の継続【健】
- ⑤ 心身障がい児地域療育事業（ミニ療育事業）の継続【福】
- ⑥ 発達に関するパンフレット作成【子】
- ⑦ 保育所・幼稚園等巡回訪問の充実【子】【保】
- ⑧ 年中児発達相談事業の充実【子】
- ⑨ 保育者支援研修、幼稚園教職員等研修の充実【子】【保】
- ⑩ インクルーシブ教育推進園の指定【保】
- ⑪ 障がい児保育対策事業（障がい児保育・発達促進児保育）の継続【保】
- ⑫ 幼児通級指導教室の充実【保】

(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい等のある特別な支援が必要な子どもを、保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れ、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育*の考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することを目指します。

*インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組み

<具体的取組>

- ① 私立認可保育所：障がい児保育対策事業費補助事業の継続【保】
- ② 市立幼稚園：特別支援補助教諭・幼稚園ヘルパー配置の継続【保】

(3) 就学移行・就学後の支援の充実

子どもや保護者の気持ちを十分に尊重し、円滑に就学移行を進めるため、保育所・幼稚園・認定こども園等の関係機関との連携を図りながら、早期から、就学に向けた就学相談を行います。

子どもにあった適切な支援を就学後につなげていくため、保育所・幼稚園・認定こども園等からの支援計画等に基づき、小・中学校での校内支援体制づくりに取り組みます。

小・中学校における、特別支援教育のスタッフの配置や巡回相談の実施及び教職員研修の一層の充実により、校内の支援体制の充実を図ります。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた通級による指導・支援を実施するとともに、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者に対する就学相談を引き続き実施します。

児童クラブに入会した支援が必要な児童等への対応のために、クラブと小学校、保育所・幼稚園等の情報連携を図ります。そのほか、特別な支援が必要な児の対応について巡回相談員による支援を行います。

<具体的取組>

- ①就学相談の継続、就学相談説明会の開催【児】
- ②子ども支援ファイルの作成・活用【児】【保】【子】
- ③スクールヘルパー事業の継続【児】
- ④巡回相談「わくわく相談会」の継続【児】
- ⑤小・中学校における通級による指導の継続【児】
- ⑥教職員に向けた特別支援教育講座の実施【児】
- ⑦「出雲市年中児 そだちの応援シート」による保幼小の情報共有【児】【子】
- ⑧児童クラブ巡回相談の実施【子】

(4) 障がい児の福祉サービス等の充実

障がいの状態や発達の段階に応じて一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、第5期出雲市障がい福祉計画・第1期出雲市障がい児福祉計画に基づく障がい福祉サービス等の支援を推進します。

相談支援体制の充実を図るとともに、療育や余暇活動等本人のニーズにあった各種の障がい福祉サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携を図ります。

出雲市障がい者施策推進協議会等により事業の検討・推進を図ります。

<具体的取組>

- ①障がい福祉サービスの充実【福】
- ②相談支援専門員の質の向上【福】
- ③支援者向け研修の実施【福】
- ④出雲市障がい者施策推進協議会等による事業の検討・推進【福】

(5) 発達相談支援体制の充実

保護者、保育所・幼稚園・認定こども園、関係機関等からの相談に対応できるよう窓口の明確化を図り、専門的な職員を配置します。

子どもの発達についての相談、子育て相談などの保護者の多様なニーズに対応できる相談の場を提供します。

早期から子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談と支援をつなぎ、支援を総合的

にコーディネートしていくための体制を検討します。

親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場を確保するとともに、幼児期における発達の支援や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。

＜具体的取組＞

- ①就学前の相談窓口の継続設置【子】【保】
- ②心理相談員等による相談の継続【子】
- ③発達クリニックの継続【子】
- ④身近で気軽に相談できる場の検討【健】
- ⑤教育・発達支援センター（仮称）整備の検討【児】

(6) 発達の支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実

「育てにくさ」を感じる保護者の育児不安を軽減するため、子育てに関する講座を開催するなど、家族も含めた支援の充実を図ります。

保護者やその家族に対し相談機関や子育ての情報など、発達支援等に関する情報提供の充実を図ります。

＜具体的取組＞

- ①各園を通じたチラシ配布による巡回相談・発達クリニック等の情報提供【子】
- ②個別相談時に福祉サービス等の情報提供【福】
- ③子ども虐待予防も視野に入れた子育てに関する講座の実施【子】

(7) 発達相談支援を担う人材の確保・育成

多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築するため、臨床心理士、保健師等の専門的人材の確保に努めます。

子どもやその保護者の個々の状況に適した支援を行うため、発達障がい等に関する研修を実施するなど、スタッフの資質向上を図るとともに、計画的な人材養成を図ります。

＜具体的取組＞

- ①支援者の適正な人材育成と確保【子】【保】

(8) 地域啓発

発達障がい等に関する理解促進のため、広く一般に向けて発達に関する情報提供や啓発活動を実施します。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で子どもを育てる視点から、保護者のニーズに応じ、地域で支えあう子育て支援事業との連携を図ります。

＜具体的取組＞

- ①地域への普及啓発【福】
- ②地域の子育て支援事業との連携【健】

(9) 発達支援施策の推進体制の整備

保健、福祉、医療、教育等の関係機関との連携・協力体制を構築し、乳幼児期からの一貫した発達支援施策の推進を図ります。

庁内関係部署の横断的な推進体制により、庁内のネットワーク化を図ります。

＜具体的取組＞

- ①関係機関と連携した推進体制、庁内の推進体制の継続【子】

3. 子どもの健康・体力づくり

| | |
|----------|--|
| 現状 課題 | ○子どもの身長、体重など体格は向上しているが、体力・運動能力は低下してきている。学校、家庭、地域等が連携して、子どもに正しい食習慣と運動習慣を身につけさせる必要がある。 |
|----------|--|

| | |
|----------|--|
| めざす 姿 | ○生涯を通して健康な生活を送ることができる基礎を築いていく環境が整っている。 |
|----------|--|

【対応】

(1)子どもの健康・体力づくり

1)食育の推進

学校においては、栄養教諭や学級担任等を中心に、学校給食を教材として活用し、給食の時間をはじめとする関連教科等における指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に食育の推進に取り組みます。また、学校給食試食会や親子料理教室の開催を通して、家庭・地域と連携して食育の推進に取り組みます。

2)体力づくり

小・中学校における体育活動等を推進するとともに、各学校で「体力テスト」の結果をふまえた体力向上推進計画を策定し、体力づくりに取り組みます。

3)学校保健の推進

学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康診断を実施するとともに、学校環境検査を実施します。

学校保健委員会を開催し、児童生徒の健康課題について、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

<具体的取組>

- ①学校給食試食会及び親子料理教室の開催【学】【学校給食課】
- ②体力向上推進計画の策定と実践【学】
- ③就学児健康診断及び健康診断の実施【教】【学】
- ④フッ化物洗口の継続【健】

4. 子どもの生きる力の育成

| | |
|----------|--|
| 現状 課題 | ○生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人間性豊かな子どもの育成が必要である。 ○国や県の学力調査において本市では多くの教科で県平均を上回っているものの、家庭学習習慣の定着には改善が必要である。 ○児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導や、教職員の資質向上と児童生徒に向き合う時間の確保が必要である。 |
|----------|--|

| | |
|----------|---|
| めざす 姿 | ○確かな学力の定着を図るとともに創造性豊かな人材を育成する環境が整っている。 ○困難を抱える児童生徒への支援など、子ども一人ひとりを大切にする教育が実践されている。 |
|----------|---|

【対応】

(1)豊かな心の育成

ふるさと出雲の豊かな自然環境や地域の教育資源を活用して、体験的に学ぶ機会の充実を図ります。

市内小・中学校が一斉に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、児童生徒の心を揺さぶる生命（いのち）の教育を推進します。

学校の教育活動全体を通して、道徳教育の一層の充実に努め、豊かな人間性の育成に努めます。

将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していく児童生徒を育成するため、多様で幅広い人材との交流や話を聞く機会の充実を図ります。

いじめ問題への対応や不登校児童生徒支援のため、問題を抱える児童生徒や学校、家庭に対する相談活動等に取り組みます。

<具体的取組>

- ①総合的学習推進事業の充実【学】
- ②生命（いのち）を考える教育等の充実（性・生の学習、喫煙防止教室、赤ちゃん登校日等）【学】【健】
- ③道徳教育の充実【学】
- ④キャリア教育の充実【教】
- ⑤いじめ・問題行動対策事業の継続【児】
- ⑥不登校対策事業の継続【児】

(2)確かな学力の向上

学びに向かう力・人間性等、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、教員の授業力の向上や児童生徒の学習習慣の定着を図ります。

読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、小・中学校に学校司書や読書ヘルパーを配置します。

出雲科学館における高度かつ豊富な装置、機器を使った独創的な体験・実験を中心とした小・中学校理科授業を引き続き実施します。

各種学力調査の結果等のデータを活用し、各学校で課題に対して改善に取り組みます。

新学習指導要領で小学校に導入される「外国語活動」及び「外国語科」の円滑な実施など、時代のグローバル化に対応できる人材の育成を図るため、外国語教育の充実を図ります。

日本語指導を必要とする帰国・外国籍の児童生徒に対しては、一人ひとりの日本語能力に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①放課後学習等支援事業【教】
- ②学校司書・読書ヘルパーの全校配置（学校司書配置の充実）事業【学】
- ③出雲科学館の活用【科学館】
- ④学力調査の実施と結果の活用事業【学】
- ⑤外国語教育を支援する外国語指導助手及び英語指導助手の配置【学】

- ⑥帰国・外国籍の児童生徒に対する日本語指導や教科指導の充実（人員体制・母語支援・初期集中指導教室）【学】
- ⑦教員の授業力向上に係る研修の実施【学】

(3)小中連携の推進

小学校・中学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、中1ギャップ※を回避し、学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときの不安から、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、問題行動や不登校が顕著になる現象のこと

<具体的取組>

- ①各中学校区における小中連携推進計画の立案及び**特色ある取組等の実践**
- ②小中連携推進委員会による実践研究

IV 仕事と子育ての両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化に伴う多様なニーズに対応する仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。

また、家庭生活や家庭教育の重要性を認識し、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりを進めます。

さらに、女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

1. 子育てに関する多様な支援の充実

| | |
|------|--|
| 現状課題 | ○核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育ニーズや保護者の育児負担感を軽減する取組の重要性が増してきている。 ○全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができる環境の構築が必要である。 |
|------|--|

| | |
|------|--|
| めざす姿 | ○多様なニーズに応えられるサービスの供給体制が整っている。 ○各種の子育て支援サービス等の内容が利用者に十分伝わっている。 |
|------|--|

【対応】

(1) 保育サービス等の充実

時間外保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応できるよう、補助制度等の継続実施により仕事と子育ての両立支援のための体制整備に努めます。

保護者が病気や疲労などの身体上、精神上または、仕事の都合上の理由により、児童の養育が困難になった場合に短期的に児童福祉施設において養育・保育を行う子育て短期支援事業を継続実施します。

産後休業や育児休業後における保育施設の円滑な利用を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 私立認可保育所特別事業の継続 4章Ⅲ-2・9 【保】
- ② 病児・病後児保育事業の充実 4章Ⅲ-10 【保】
- ③ 子育て短期支援事業の継続 4章Ⅲ-6・9 【子】
- ④ 保育施設の入所予約申込の継続 【保】

(2) 幼稚園預かり保育の充実

特別な支援を必要とする園児の保護者の保育ニーズ等をふまえながら、幼稚園における預かり保育事業の充実に努めます。

< 具体的取組 >

- ① 幼稚園における預かり保育事業の充実 4章Ⅲ-8 【保】

(3) 放課後児童クラブ等の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全育成を図るため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの充実に努めます。

近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれることに伴い、計画的に施設の拡充を図るとともに、地域の実情を考慮しながら、受け入れ体制の強化を図ります。

設備及び運営に関する基準に基づき、支援の質を向上させ、児童が安全、快適に過ごせる環境づくりに努めます。また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

<具体的取組>

- ①放課後児童クラブ事業の充実【子】
- ②放課後児童クラブ施設整備事業の継続 4章Ⅲ-3 【子】
- ③社会福祉法人等による放課後児童クラブ事業への支援【子】
- ④放課後子ども教室数の増【教】

(4) 情報提供の充実

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、多様な手段を使い迅速でわかりやすい情報提供を行います。

<具体的取組>

- ①子育て便利帳の発行【子】
- ②市ホームページ・市広報による情報提供の充実【子】
- ③子育てアプリ「すくすく出雲」による情報提供の充実【子】

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

| | |
|------|---|
| 現状課題 | ○社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加し、仕事と子育てなどの家庭生活の両立が難しい状況である。 ○職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解を浸透させ、だれもが子育てしながら働けるような環境の整備や、男女が共に子育てするという意識啓発が必要である。 |
| めざす姿 | ○仕事・子育て・家庭生活などを両立でき、性別を問わずに誰もが働きやすい社会環境が整っている。 |

【対応】

(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

1) 事業所等への普及啓発

経営者に対し、職場での男女間の格差をなくす取組や、従業員が安心して子育てができる職場の環境づくり等について、積極的な普及啓発を進めます。

先進的な取組を行っている企業の紹介や、関係機関が開催する研修会等の周知など情報提供を行います。また、企業に向けてワーク・ライフ・バランス等の出前講座を積極的に実施します。

2) 職場（働く場）における点検・見直し

労働基準法や働き方改革関連法、男女雇用機会均等法に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。

＜具体的取組＞

- ① 経営者等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発【市】【産業政策課】
- ② 労働に関する法令等の広報、情報提供【市】【産業政策課】

3. 男女共同参画社会の推進

| | |
|----------|---|
| 現状 課題 | <p>○男性は仕事、女性は家庭といった性別によって役割を固定する意識に否定的な人が増え、男女共同参画意識が徐々に定着してきている傾向があるが、まだ十分とは言えない状況である。</p> <p>○市民一人ひとりに対し、男女が認め合い支えあう男女共同参画の意識を醸成していくことが必要である。</p> |
|----------|---|

| | |
|----------|---|
| めざす 姿 | <p>○女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されている。</p> |
|----------|---|

【対応】

(1) 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支えあう家庭づくりを促します。また、夫婦を対象とした学習会、講座を開催し、家庭教育や男性の家事・育児参加の重要性についての認識を促します。

＜具体的取組＞

- ① 家庭生活における意識啓発・情報提供【市】
- ② 夫婦を対象とした学習会、講座の開催【市】

(2) 地域における男女共同参画の推進

地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。また、コミュニティセンターとの連携により、地域における男女共同参画の取組を推進します。

＜具体的取組＞

- ① 地域における研修会、出前講座の開催【市】

(3) 教育現場等における男女共同参画の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校教職員を対象に、人権意識及び男女共同参画についての研修を実施します。また、発達段階に応じた人権を尊重する教育を実践し、自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。

＜具体的取組＞

- ① 教育現場、男女共同参画推進員を対象とした研修の開催【市】
- ② **教職員等を対象とした**人権・同和教育研修会の開催【学】

(4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

1) 男女間の暴力をなくす環境づくり

DV防止に関する広報・講座等を開催し、暴力根絶の意識づくりを促します。また、若年層へのDV予防啓発をすすめるため、市内中学校・高等学校・専門学校に対し、デートDV防止講座を積極的に実施します。

2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

DV等相談体制の充実を図り、関係機関と連携し相談者へ適切な助言・支援を行います。

<具体的取組>

- ①DV・デートDV防止に関する広報・講座等の開催【市】
- ②女性相談体制の充実【市】

V 子育てを応援する地域づくり

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭を総合的に支援する観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、近年、**子ども虐待相談件数が増加していることから、子ども虐待の予防と早期発見・早期対応・継続支援**ができる体制の充実・強化に取り組みます。

そして、子育て経験者、高齢者、事業者、専門職、関係機関等地域のあらゆる人々がそれぞれの役割をもって子育て支援に参画し、地域のあたたかい見守りの中で子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる「子育てを応援する地域づくり」を進めます。

1. 地域における子育て支援

| | |
|------|---|
| 現状課題 | <ul style="list-style-type: none">○社会構造の変化の中で、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々の参加意欲が移りつつある。○子育て支援サービスが、地域の子どもや保護者にとって身近で利用しやすく、より有効なものとなる必要がある。○子どもが少ないという要因だけでなく、保護者が活動に参加しないような傾向も増え、地域の子どもの活動などが成り立たなくなっている。○外国籍住民の増加に伴って外国籍の子どもも増加傾向にあり、当該保護者や保育・教育の現場に対して支援が必要となっている。 |
| めざす姿 | <ul style="list-style-type: none">○在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭が利用しやすい様々な子育て支援サービスがある。○地域の人々の多くが子育てについて関心・理解をもち、地域全体で子どもや子育て家庭を支えている。○保護者自身も、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりをもっている。○外国籍の子どもが円滑に保育や教育等の利用ができる。 |

【対応】

(1) 全ての子育て家庭のための支援

一時保育事業等の保育サービスについて、多様なニーズに対応できるよう充実に努めます。

保育施設等への送迎や時間外の託児など、他の保育サービスでは対応できないニーズに応えるため、会員募集の強化など、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

各地域で独自に行われている子育て支援活動の支援・周知に努めます。

<具体的取組>

①一時保育事業の継続 **4章Ⅲ-9** 【保】

②ファミリー・サポート・センター事業の充実 **4章Ⅲ-9・10・11** 【子】

- ③子育てサポーター活動の継続【健】
- ④地域の子育て支援活動の支援・周知【子】

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実

保育所、幼稚園、認定こども園において、子育てに関する相談や情報提供、保護者の仲間づくりの場を提供するなど子育て支援機能の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①保育所体験特別事業の継続【保】
- ②幼稚園未就園児教室の継続【保】

(3) 子育て支援センターの充実

子育て支援センターの利用促進を図るとともに、相談体制や情報提供の機能について充実を図ります。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 4章Ⅲ-1・7 【子】

(4) 地域に開かれた学校づくり

学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を活用するなど、地域の実状に応じた特色ある学校教育を推進します。また、学校施設の開放等を推進します。

<具体的取組>

- ①幼稚園運営協議会推進事業の継続【保】
- ②地域学校運営理事会推進事業の継続【教】
- ③学校施設の開放【教育施設】

(5) 保護者負担の軽減

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経費の負担軽減に努めます。

<具体的取組>

- ①保育所、幼稚園、認定こども園の保育料軽減対策の継続【保】
- ②就学援助制度の**実施**【教】
- ③奨学金制度の**実施**【教】
- ④乳幼児等医療費助成の継続【子】
- ⑤子ども医療費助成の**実施**【子】

(6) 多文化**共生社会に向けた**子育て支援体制の強化

外国籍住民の子育てにかかる相談に円滑に対応できるよう、翻訳・通訳専門員を配置します。また、保育所・幼稚園・小学校等への入所園・就学にかかる説明や相談ができる場を提供します。

<具体的取組>

- ①窓口等での円滑な相談対応が出来るように翻訳・通訳専門員を継続配置【子】
- ②外国籍の保護者向けの入所園・入学説明会の開催【子】【保】【学】

2. 子ども虐待防止対策の充実

| | |
|------|--|
| 現状課題 | <p>○家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、保護者または子どもの疾病・障がい、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））により、子どもが生きにくい、子どもを育てにくい環境がある。</p> <p>○子ども虐待相談件数が増加している。</p> <p>○子ども虐待に関する市民の知識・理解を広め、虐待予防の啓発が必要である。</p> <p>○要支援家庭への対応機能の充実が課題である（学校対応等）。</p> <p>○支援者のスキルアップと支援者への支援が課題である。</p> <p>○関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要がある。</p> |
| めざす姿 | <p>○関係機関の連携で、子ども虐待の予防と早期発見・早期対応ができる体制が整っている。</p> <p>○必要な支援が提供される環境が整っている。</p> |

【対応】

(1) 子ども家庭相談支援体制の強化

1) 出雲市子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭相談室に、児童福祉法に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を設置し、これまでの支援体制、業務内容を明確に位置づけ、更なる充実を図ります。

2) 専門相談や関係機関との連携

子ども虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との調整を行います。

< 具体的取組 >

① 児童相談体制の充実【子】

- ・ 虐待対応専門員（保健師等）、子ども家庭支援員（社会福祉士、教員等）など、国の基準に定める専門的な資格を有した対応職員を複数配置
- ・ 支援者支援として、児童相談アドバイザーを配置

② 個別ケースごとに「支援計画」を作成し、訪問・来所相談面接により、計画に基づいた支援等を継続的に実施【子】

(2) 予防啓発活動

1) 広報活動

市の広報に定期的に子どもの人権擁護・子育てに関する記事等を掲載し、広く子ども虐待の予防啓発に努めます。

2) 児童虐待防止推進月間の取組（11月）

予防啓発活動を重点的に推進します。

< 具体的取組 >

① 広報紙への掲載【子】

② 児童虐待防止推進月間の取組（街頭での啓発活動、「家族の日」の呼びかけ）【子】

③ 子どもの所属機関を通じ、保護者への子ども虐待に関するチラシ配布の継続【子】

(3) 研修活動

1) 市民への啓発及び子ども虐待防止研修

子ども虐待の早期発見や適切な支援を行うために、関係機関の担当者のスキルアップやネットワーク強化をめざした研修会を開催します。

2) 児童相談対応スキルアップのための研修

支援者支援の一環として、事例検討・重症事例の検証等を行い、スキルアップに努めます。また、教職員、民生児童委員や各地区の要請により、子ども虐待発見、防止等に関する研修会を実施します。

< 具体的取組 >

- ① 島根県立大学との共同企画研修の継続【子】
- ② 教職員・民生児童委員への研修会実施の継続【子】
- ③ 関係職員のための研修企画および参加促進【子】

(4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実

要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会、実務者会及び個別事例支援会議の充実を図り、支援体制を整えていきます。

< 具体的取組 >

- ① 代表者会の開催【子】
- ② 実務者会の開催（進行管理調整会議・庁内定例会議を含む）【子】
- ③ 個別事例支援会議の開催（家庭支援会議を含む）【子】
- ④ 関係機関及び他市町との情報共有・連携の強化【子】

(5) 進行管理台帳管理の充実

支援の充実のため、要保護児童等に関する情報や相談をタイムリーに記録管理し、要保護児童対策地域協議会構成員における情報共有、事実確認、情報収集を迅速・適切に行います。

< 具体的取組 >

- ① 要保護児童進行管理台帳の作成及び管理【子】
- ② 要支援台帳ほか虐待等のリスクを抱える児童の記録作成及び管理【子】
- ③ 「子ども情報定期連絡票」を活用した情報共有【子】

3. 子どもの健全育成

| | |
|------|--|
| 現状課題 | <ul style="list-style-type: none">○ 社会情勢や経済状況の変化、有害な情報の氾濫等による子ども・若者の育成環境の変化等により、子ども・若者が抱える問題は複雑化、深刻化している。○ 子どもや若者を尊重し、共に支え合う社会の構築が必要である。○ 関係機関・団体における情報交換や支援に関する協議により、困難を抱える子ども・若者の支援体制の充実・強化を図る必要がある。○ 義務教育終了後の若者の支援体制が不十分である。 |
| めざす姿 | <ul style="list-style-type: none">○ 子どもが社会の一員としての認識をもち、家庭、地域、事業者、行政が共に支える社会が構築されている。 |

【対応】

(1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

地域で子どもを見守り育成する活動の推進を図ります。

<具体的取組>

① 青少年の健全育成活動の支援【市】

② 出雲市青少年育成市民会議の活動の推進【市】

- ・ 年齢、世代を越えた地域活動の推進
- ・ 子どもの見守りと声かけの推進

③ コミュニティセンター活動の充実（放課後、土・日曜日の子どもの向け講座等の開催）
【自治振興課】

④ 通学路等の安全対策の実施【児】

⑤ 情報モラル指導の充実（保護者、教員等を対象としたネットトラブルへの対応研修の開催）【児】

(2) 相談・支援体制の充実

1) 出雲市子ども・若者支援協議会の取組

様々な機関が、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行います。

子ども・若者の支援に関する情報交換等を行い、支援体制の充実を図ります。

広報、啓発活動、支援者の資質向上のための研修会、市民理解を深める講演会等を開催します。

2) 出雲市子ども・若者支援センターの取組

総合相談窓口として、困難を抱える子ども・若者の相談・支援活動を実施します。

3) 思春期の居場所支援事業の継続

心と身体の成長発達が不安定な思春期支援の一つとして、安心して過ごせる居場所を継続して確保します。

4) 外国籍の義務教育過年齢の若者への支援

外国籍の義務教育過年齢で転入した若者や高校に通わない若者について、多文化共生を推進するNPOや日本語ボランティア団体、企業等と連携を図り、その居場所、日本語や学力の習得の場となる拠点や支援ネットワークなどの支援体制の構築を図ります。

<具体的取組>

① 出雲市子ども・若者支援協議会による相談・支援体制の充実【市】

② 出雲市子ども・若者支援センターによる相談・支援活動の継続【市】

③ 思春期の居場所支援事業の継続【健】

④ 外国籍の義務教育過年齢の若者の支援拠点やネットワークの構築の検討

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

| | |
|------|---|
| 現状課題 | ○ひとり親家庭等においては経済面・生活面の生活全般にわたる相談がある。母子家庭では、経済的に苦慮している家庭が多く、父子家庭では家事・子育てなどの生活面で困難さを抱えている家庭が多い。 ○子どもが幼い時期は就労が限られ、就労状況が安定せず、収入も少ないという傾向があるため、就労支援が必要である。 |
| めざす姿 | ○ひとり親家庭等が、安心して生活し、就業と子育ての両立ができ、経済面や生活面で安定した生活が送れる環境が整っている。 |

【対応】

(1) 子育てや生活の支援の充実

1) 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭で、仕事や病気等により日常生活を営むことに支障が生じている場合の支援を行います。

2) ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の親もしくは養育者とその者に養育されている児童に対し、医療費の自己負担に相当する額の助成を行います。

3) 経済的な支援

ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定に資する支援を行います。また、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

< 具体的取組 >

- ① 日常生活支援事業の実施・家庭生活支援員の派遣【子】
- ② 福祉医療制度の継続【福】
- ③ 児童扶養手当の支給【子】
- ④ 母子父子寡婦福祉資金の支給【子】
- ⑤ 就学援助制度の実施【教】
- ⑥ 奨学金制度の実施【教】
- ⑦ ひとり親家庭学習支援事業の実施【子】
- ⑧ 子ども医療費助成の実施【子】

(2) 就労支援の充実

1) 教育訓練や高等職業訓練による就労支援の推進

就業支援策として資格取得による職業能力の向上への取組を支援します。教育訓練を受講する際には、受講費用の一部を支給します。高等職業訓練では、養成期間で修業している期間のうち、一定の期間、給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

2) 専門機関との連携による就労支援の推進

ハローワーク等と連携し、ひとり親の就労を支援します。特に支援を要する場合は、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組、職業能力の開発及び向上の支援などを行います。

＜具体的取組＞

- ①母子家庭等自立支援給付金事業の継続【子】
- ②生活保護受給者等就労自立促進事業の実施【子】

(3) 相談機能等の充実

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭等の自立、生活の安定に必要な情報の提供や指導を行います。

日常生活全般に関する相談を行い、生活における不安を払拭し、安心して生活が送れる環境づくりに取り組みます。

＜具体的取組＞

- ①母子・父子自立支援員による相談・情報提供の充実【子】